

意見書(提言)に対する市の取組状況【平成23年12月版】

★ 平成23年度の新しい取組や検討事項

番号	提言の具体的な方策	市の取組	課題	備考	
提言1. 計画段階からの情報共有の推進					
1	予算折衝や施策方針の決定に関する会議や説明を積極的に情報発信する	(1) 予算編成の流れと公表の仕組みの構築			
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算編成方針の公表 ・ 予算編成の流れと仕組みを分かりやすく公表 ・ 予算要求から査定結果までを時系列で部局別に予算額を公表 ・ 「みんなにわかるまいばら予算」により予算をわかりやすく公表(自治会回覧) ・ 広報や伊吹山テレビを利用した財政状況の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に予算関連資料については、どの段階で、どのような情報をどのように発信するのが課題。議会との関係もあり、内容、情報提供時期が難しい。 		
		(2) 事務事業評価システムの運用と公表			
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業評価の運用 			
		★ 行政評価の構築を検討(23年度事業の評価に対応)			
		* 内部だけではなく、事業仕分けを生かして外部の視点も取り入れる			
		(3) 施策の計画的な情報発信			
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報戦略会議とPRM(ピアールミーティング)の実施 ・ 「事業仕分け」について、市民評価者の公募、対象事業を公表し、議論の場を公開。また、実施後は市公式ウェブサイト、広報により、結果と今後の対応方針について公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等では公募委員の募集、会議の公開、資料が公表されるようになってきているが、公表基準に関するルール化がされていない 		
		★ 総合計画審議会(後期計画)、庁舎の在り方検討委員会、地域防災計画策定検討チーム会議について、広報や伊吹山テレビで随時情報発信を行った	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の公表は決定後の情報発信のみで計画段階では公表していない 		
2	計画段階から市民・利害関係者が、課題を共有し、優先順位を決定する仕組みをつくる	(1) 計画策定時に市民委員会設置など市民参画の機会を設ける			
		<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの実施(平成23年度 1件実施済、3件実施予定) ・ 公募委員制度の実施 ・ 計画策定においては、オータムレビューや予算査定時にどのように市民参画や市民意見を反映させて策定するのかを確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの意見が少ない ・ 公募委員の応募数、参加数が少ない 		
		<ul style="list-style-type: none"> ★ 総合計画後期基本計画の策定については、審議会において、市民や関係者の意見を取り入れながら策定を進めている ★ 庁舎の在り方検討については、検討市民委員会を立ち上げ、市民意見を取り入れながら検討を進めている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定時に市民参画や市民意見の反映を規定したルールづくりが必要 		
		(2) 市民ニーズの把握など公聴機能の充実			
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民意識調査の公表と施策への反映(H20年度から実施)(資料1) ・ 「出前トーク市長と語る」の実施(H21/21回開催、H22/21回開催、H23/13回(H23.12現在)) ・ 「市長への手紙」の実施(H21/139件、H22/70件、H23/27件) ・ 「市民の声」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 把握した市民ニーズを優先順位に反映させる手法の構築が必要 ・ 市民意識調査の回答率が低い若者、女性のニーズ把握 		
		★ 「ご意見バンク」の実施(H23～)(資料2)			

意見書(提言)に対する市の取組状況【平成23年12月版】

★ 平成23年度の新しい取組や検討事項

番号	提言の具体的な方策	市の取組	課題	備考
提言1. 計画段階からの情報共有の推進				
3	情報を中間で結びつけるつなぎ役をつくっていく	(1) 情報発信の工夫 ・ 広報まいばら15日号の充実と読みやすい紙面の工夫 ・ 市民からの問い合わせや、関心度の高い情報を発信する * 災害支援現地レポートをはじめ、庁舎の在り方検討市民委員会、総合計画審議会、ピワマスプロジェクト等シリーズ化し継続的に広報 ・ 広報まいばらと伊吹山TVとの連携した情報発信 * 「まいばら親子の絆プロジェクト 防災かまどベンチづくり」について、広報と伊吹山TVのメディアミックス実施	・ 現在の情報公開のツールでは十分に伝わっていないのではないか	※伊吹山TVの普及率が全市で76%に及んでおり、「伊吹山テレビ」の動画放送、文字放送による情報発信は他の自治体にはない仕組み
		(2) 中間支援的存在の確立 ・ 市民と行政の情報をつなぐ市民協働センター(仮称)の設置を検討		
4	予算要求書に自治基本条例の対応チェック項目を設ける	(1) 自治基本条例の理念に基づいた事業の計画 ・ 事業を開始する段階でチェックするためにも、事務事業評価シートに項目を設ける ★ 後期基本計画の策定に併せて様式を見直し、総合計画実施計画調書(兼予算概算要求)に「自治基本条例との関連」項目を設ける		
5	市議会・各種審議会等の運営は、提案する機能を強化する	(1) 審議会等で委員が自由に討議、提案できる仕組みづくり ・ 公募委員の選任、男女比に偏りがないか起案の段階でチェックする ・ 審議会等に公募委員を選任することを規程に定めている ・ 審議会等は基本的に会議公開となるように要綱整備段階で審査している ・ 審議会の運営について、起案の際に自由な討議、積極的な提案ができるよう、担当課に協議の中で周知する ・ 「幹事課長会」、「部長会」のルールを構築	・ 行政主導の運営で、委員の自由な討議、積極的な提案ができる仕組みになっていない ・ 資料事前配布の徹底、開催の告知、内容の公表のルール化が必要	
提言2. 協働の実現に向けた基盤整備				
1	市民活動の立ち上がりを支援するため、支援策として市民・事業者等・市などが参加する協働型の研修などを提供する	(1) 市民活動を支援する仕組みをつくる ・ 「地域創造支援事業」において提案団体に対し、創造会議から活動の助言を行っている ・ まちづくりを学びリーダーを育成するルッチ大学を開講している ・ まなびサポーターによる出前講座 ★ 市内の市民活動団体を広報で紹介し、その活動を広く周知(ほっとなまちづくりウォッチング) ★ 「まいばら女子会」による女性のネットワークづくり	・ 市民活動の立ち上げ、運営に必要な研修情報発信が不足 ・ 市民活動の立ち上げ、運営をサポートする専門部署の設置が必要	※指定管理をはじめ、NPO等の団体が市の業務に参加するようになった
		(2) 協働型研修の実施 職員研修計画に「協働現場研修」を盛り込み、毎年実施 ★ 市民・事業者・行政を対象とした研修の実施		

意見書(提言)に対する市の取組状況【平成23年12月版】

★ 平成23年度の新しい取組や検討事項

番号	提言の具体的な方策	市の取組	課題	備考
提言2. 協働の実現に向けた基盤整備				
2	既存の事業を市民が取り組みやすい協働型に転換するために、事業の見直しとモデルケースづくりを進める	(1) 市民団体と行政を結びつける仕組み作り		
		★ 市内の活動団体を紹介する「プロフィール集」の作成 ★ 「まちづくり通信」の発行による情報提供(資料3)	・市民活動団体への支援や協働、地域振興の専門部署の設置 ・市民等の具体的活動と行政の施策を結ぶコーディネーター(中間支援)組織が必要(市民協働センター(仮称))	
		(2) 既存事業の協働型への転換		
		★ 「1課1絆事業」の実施による、事業計画や見直し(H23~)	・自治基本条例と協働を意識した行政運営の推進に対する職員の意識が乏しい ・「協働とは何か」「どのような種類の協働があり、どのように協働すればよいか」など、公共の各分野、事業に照らし、市民等と行政が共有する協働のルールが必要(まずは職員向けに必要なではないか)	
3	協働型活動を支援するための、地域に根付いた組織を立ち上げる	(3) 具体的事業の協働モデルケース化		
		・ 団塊世代の市民活動を動機づける場をつくる * 「一寸同志」と「夢職の会」によるたまり場の設置と自主的な企画・運営 ・ 「協働事業提案制度」による協働事業のモデル作り		
		(1) 中間支援機能としての「地域創造会議」の活動(資料4)		
4	携帯電話等で情報を共有する市民互助の「お助け協力ネットワーク」の仕組み(有償の新しい仕組みを検討)を検討する	・ 各地域の市民メンバーが地域の問題や課題を共有し、地域に沿ったまちづくりのための補助制度の整備 ・ 補助制度を活用した団体の活動広報 ★ 各種団体の横のつながりを強化 * まちづくり交流会を開催し、市内活動団体のロビー展示(屋台村)を開催 ★ 地域創造支援事業関係団体だけに留まらない、各種活動団体が交流・情報交換できる場として「まちづくり交流会」をリニューアルし、「(仮)まちづくり大会」として、市民が主体となって開催する	・ 「地域創造会議」の役割が曖昧なため権限を含め、課題整理と方向の見直しが必要 ・ 今後自治会単独では解決しきれない問題が増えてくることに対して、対策が具体化できていない	
		(1) ニーズの把握		
		・ 安心・安全メール配信システムを実施中(登録制により決まった項目の情報がメールによって一方的に配信) ・ 中間的支援機能の確立後必要に応じ検討 * 「地域創造会議」と連携したニーズの把握 * 携帯電話にとられない、実情に合った仕組みを構築 * 防災、地域の高齢化、核家族の増加の視点からも、「地域での見守りネットワーク」の必要性を検討	・ 仕組み自体のニーズがあるのか把握できていない	

意見書(提言)に対する市の取組状況【平成23年12月版】

★ 平成23年度の新しい取組や検討事項

番号	提言の具体的な方策	市の取組	課題	備考
提言3. 地域社会の持続的発展のための縦割りを越えた分野横断的志向の確立				
1	分野横断的なアプローチによる持続的発展のための条例づくりの検討を行う	(1) 水源の里まいばら元気みらい条例の推進(資料5)		
		<ul style="list-style-type: none"> 水源の里まいばら元気みらい条例に基づく重点施策対策地域への持続的発展のための分野横断的な支援体制づくりを行う 推進本部と集落支援職員を設置(指定地域での集落点検アンケートと代表者への聞き取り調査を実施) 		
		<ul style="list-style-type: none"> ★ みらいつくり隊の派遣(H23 5人) ★ 集落支援職員(29人5チーム)により5つの課題に対する事業提案 		
		(2) 持続的発展のための条例づくり		
		<ul style="list-style-type: none"> 「まいばら親子の絆プロジェクト」による「親子の絆」を視点にした事業の実施 ★ 「まいばら親子の絆プロジェクト」の事業を検証し、「親子の絆」を視点とした条例策定を視野に入れた、施策展開を行う 	・持続的発展に対する考え方の整理が必要	
2	分野横断的なアプローチによる効率的な財政運営を行う	(1) 横断的な組織の構築		
		<ul style="list-style-type: none"> 横断的につなぐ施策調整を目的とした企画員制度の実施 検討段階でプロジェクトチームを設置している 「まいばら親子の絆プロジェクト」による横断的な施策の実施 自治基本条例検討推進チームによる横断的な(庁内への)推進 	・縦割りの組織体制で対応するのではなく、横断的な取組ができるよう職員の意識改革も必要	
		(2) 事務事業の整理と統合		
		<ul style="list-style-type: none"> 事業仕分けの実施(H22、H23実施) 事業仕分けの結果の分析と次年度予算への反映 		
3	これらを可能とする市民・事業者側からの部局横断的提案の制度をつくる	(1) 市民提案制度の構築		
		★ 「協働事業提案制度」の実施と、協働事業としての効果的な運用		

意見書(提言)に対する市の取組状況【平成23年12月版】

★ 平成23年度の新しい取組や検討事項

番号	提言の具体的な方策	市の取組	課題	備考
提言4. 協働指針・市民版総合計画の策定				
1	市民との協働による協働指針の策定	(1)自治基本条例の理念と協働について職員意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例推進検討チームとしての職員研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> * 「心得5か条」「協働の事例」を提案(H21) * 職員の協働現場研修を計画し、協働座談会へ参加(H22) 職員研修として協働現場研修を実施(H22、H23) 	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例と協働を意識した行政運営の推進に対する職員の意識が乏しい 	
		(2)「協働の指針」の策定 <ul style="list-style-type: none"> 各種団体あてに「市民活動・協働に関するアンケート」を実施(H19) 団体の現状課題の把握のため、団体訪問による聞き取りを実施(16団体) 分野ごとによる座談会や意見交換会の実施(まいばら女子会、地域創造会議正副座長会議) 	<ul style="list-style-type: none"> 協働のルールがないため、協働の指針またはルールづくりの必要性を市民とともに検討 	
2	市民との協働による市民版総合計画の策定	(1)市民版総合計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ★ 後期基本計画を市民による審議会により策定 ★ 後期総合計画を市民に公表し、内容を周知する ★ 後期総合計画に市民の取組を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 市民版総合計画の必要性と作成手法の検証 	
提言5. 市民の自主性を育むための補助金の見直しと奨励制度の整備				
1	市民、事業者等、行政がともに補助金のあり方や枠組みを検討する場を設置する	(1)「地域創造会議」による「地域創造支援補助金」の活用 <ul style="list-style-type: none"> 「地域創造会議」での「地域創造支援補助金」を活用した補助事業の検証 ★ 地域創造会議により、各地域の地域創造支援制度を検証し、一部補助内容修正 		
		(2)市単独補助金を検証するしくみづくり <ul style="list-style-type: none"> 市単独補助金の見直しと公表 		
2	現行補助金も含めて、市民、事業者等、行政が共に検証評価できる仕組みを整備する	<ul style="list-style-type: none"> 補助金評価シートにより、市単独補助金について指針に基づき見直し 「みんなにわかるまいばら予算」で補助金ごとに金額を公表 事業仕分けの実施(対象事業として補助金事業も含む) ★ まちづくり交流会において地域創造支援事業補助金の成果発表 ★ 目的や達成度等を検証する効果基準について検討を進める ★ 行政評価において、外部の視点も取り入れた仕組みを構築 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金は奨励的なもの、運営補助、個人給付的なものまであるほか、国県などの特定財源など伴い法令などで定められているものもあるため、見直しに当たっては市単独補助金のみとするなどの一定の整理が必要 	
3	補助金制度の中に優良事例(グッドプラクティス)の奨励制度(インセンティブ)を取り込んでいく	(1)優良事例を評価する基準や仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> 「地域創造支援補助金」申請事業を「地域創造会議」で審査 ★ 「協働事業提案制度」を市民による審査会で審査 ★ 「協働事業提案制度」の事例発表を公開の場で実施予定 	<ul style="list-style-type: none"> 優良事例とする評価の基準・仕組みが無い 既存事業を発展・促進するため補助金を活用できる仕組みが必要ではないか 	

意見書(提言)に対する市の取組状況【平成23年12月版】

★ 平成23年度の新しい取組や検討事項

番号	提言の具体的な方策	市の取組	課題	備考
提言6. 協働型社会に向けた市民・事業者等・市の意識改革の推進				
1	自治基本条例にかかる官民協働研修の実施	(1)官民協働の研修を実施する		
		・ 職員研修実施計画に協働型研修を組み込む		
		★ 自治基本条例の周知も目的とした、協働研修を市民・行政の協働で実施予定		
		(2)職員のモチベーション向上の仕掛けづくり		
		・ 「米原市職員のサービスの宣誓に関する条例」の改定により、宣誓文に自治基本条例の遵守を追加 ・ 自治基本条例の理念を盛り込んだ、人材育成基本方針の改定(H22) ・ 行革の視点による職員提案制度を実施し、採用分については実施状況を調査 ・ 協働現場研修で実施し、研修後、グループごとに研修報告を発表	・ 協働に対する職員の意識付が必要	
		★ 職員アンケートにおいて希望の多かった研修を職員研修に採用		
2	自治基本条例大賞の創設	(1) 現行の表彰制度(自治功労者表彰まちづくり部門)の見直し		
		・ まちづくり表彰制度を創設し、市内で活躍する個人、団体、事業者を表彰している * 表彰基準の見直し	・ 行政や市長でなく市民すべてが表彰者となる表彰である必要があるのではないか	
		★ (仮)まちづくり大会でまちづくり表彰を行う(H24実施予定)		
		・ (仮)自治基本条例大賞の設置基準を定める ・ (仮)自治基本条例大賞の選考市民委員会の設置	・ 単に大賞を贈るだけでなくその活動を広める仕組みも合わせて考える必要がある	
3	市民投票条例の創設	・ 自治基本条例において制度の担保 ・ 市民の意識づけのための懇談会やフォーラムの実施	・ 市民の盛り上がり、意識付けが必要 ・ 常設型、個別型も含めた住民投票のあり方の研究と市民意見による検討をするための組織(市民委員会等)が必要か	※旧米原町において合併の意思を問う住民投票条例制定と実施